

埼玉県私立高等学校等学び直し支援金交付要綱

制 定 平成 29 年 3 月 30 日 決裁
最終改正 令和 7 年 7 月 2 日 決裁

(目的)

第1条 この要綱は、埼玉県（以下「県」という。）内に所在する私立の高等学校、特別支援学校の高等部及び専修学校・各種学校のうち高等学校に類する課程を置くものとして高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号。以下「省令」という。）で定めるもの（以下「私立高等学校等」という。）を設置する学校設置者（以下「学校設置者」という。）を通じて、私立高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、私立高等学校等に在学する生徒の学び直し支援に要する経費に対し、予算の範囲内において高等学校等学び直し支援金（以下「学び直し支援金」という。）を支給する事務の執行に際し、必要な事項を定める。

2 前項の学び直し支援金の支給に関しては、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号。以下「政令」という。）、省令、高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成26年4月1日文部科学大臣決定）、高等学校等修学支援事業費補助金（高校生等臨時支援）交付要綱（令和7年4月8日文部科学大臣決定）、埼玉県私立高等学校等臨時支援金交付要綱（以下「臨時支援金交付要綱」という。）及び補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 高等学校等 法第2条に規定する高等学校等をいう。
- (2) 就学支援金 法第3条第1項に規定する高等学校等就学支援金をいう。
- (3) 保護者等 県内の私立高等学校等に在学している生徒等の親権者（法第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。）をいう。
- (4) 生徒等 県内の私立高等学校等に在学している生徒等をいう。
- (5) 受給権者 学び直し支援金の受給資格が認定された生徒等をいう。

(補助の対象)

第3条 次の各号の全てに該当する者に対して、在学する私立高等学校等の授業料に充てて、ることを条件に学び直し支援金を支給する。

- (1) 日本国内に住所を有する者
- (2) 高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業又は修了していない者

(3) 法第3条第2項第2号に該当する者

(4) 平成26年4月1日以降に私立高等学校等に入学した者（就学支援金に係る新制度の対象者であった者（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）による改正後の法第5条に規定する就学支援金の受給権者であった者又は同法第3条第2項第3号に該当することにより就学支援金の受給資格の認定を受けなかった者（同号に該当することを予測し、就学支援金の受給資格の認定を申請しなかった者を含む。）をいう。）に限る。）

(5) 高等学校等を退学したことがある者

(6) 学び直し支援金の支給を通算して12月（政令第2条第1項第1号に規定する高等学校等定時制課程等にあつては24月）以上受けていない者

(7) 学び直し支援金を受給しようとする者が、生徒等が履修する科目の単位数に応じて授業料の額を定める私立高等学校等（この号において「単位制高等学校等」という。）に入学した者である場合は、当該単位制高等学校等の卒業に必要な単位として当該単位制高等学校等から認定を受けた単位数、当該単位制高等学校等における就学支援金の支給対象単位数及び学び直し支援金の支給対象単位数の合計が74を超えていない者

(8) 保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者（法第3条第2項第3号に該当しない者）で、次のいずれかに該当する者

ア 保護者等の所得が別表第1に掲げる所得基準のいずれかに該当する者

イ 保護者等が長期療養、り災、転退職その他特別な事情による家計急変（政令第1条第3項に規定する「特例事由」をいう。）により、授業料の負担が困難となった者で、家計急変の発生後の推計所得が別表第1の加算額の項の所得基準に該当する者（以下、「特例受給資格者」という。）

2 前項第3号の規定は、法第3条第2項第2号に該当しない者であつて、省令第7条第4項に規定する単位数の合計が74を超える者については適用しない。

（学び直し支援金の額）

第4条 学び直し支援金は、受給権者がその初日において認定に係る私立高等学校等に在学する月について、月を単位として支給されるものとし、その額は、一月につき、私立高等学校等の授業料の月額に相当する額（その額が別表第2の支給限度額を超える場合にあつては、支給限度額）とする。

2 保護者等の収入の状況に照らして特に当該保護者等の経済的負担を軽減する必要があるものに対して支給される学び直し支援金に係る前項の規定の適用については、同項中「支給限度額」とあるのは、「支給限度額に加算額を加えた額」とする。

（受給資格の認定申請）

第5条 学び直し支援金の支給を受けようとする生徒等は、受給資格認定申請書（様式1）

に保護者等の個人番号カードの写し等（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードの写しその他の書類をいう。以下同じ。）又は所得を証明する書類等を添付して、学校設置者が別に定める期日までに学校設置者へ提出するものとする。ただし、既に当該保護者等の個人番号カードの写し等又は所得を証明する書類等を就学支援金に係る申請等により提出している場合にあつては、これを添付することを要しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、特例受給資格者として学び直し支援金の支給を受けようとする生徒等（ただし、受給権者を除く。）が申請する場合においては、受給資格認定申請書（様式1の2）に保護者等の個人番号カードの写し等又は所得を証明する書類等、特例事由の基礎となる事実を証明する書類（以下、「事由証明書類」という。）及び省令第2条第4項各号に掲げる収入を証明する書類（以下、「収入証明書類」という。）を添付して、学校設置者へ提出するものとする。
- 3 学校設置者は、生徒等から提出された受給資格認定申請書に基づき、受給資格認定申請者一覧（様式2）を作成し、受給資格認定申請書及び前項の書類とともに、別に定める期日までに、知事に提出するものとする。

（受給資格の認定及び通知）

第6条 知事は、前条の申請のあった生徒等の学び直し支援金の受給資格を審査し、受給資格の認定又は不認定を決定する。結果については、受給資格認定通知（様式3）により学校設置者に通知するものとする。

- 2 前条第2項の申請のあった生徒の事由証明書類を確認し、特例事由と認定するときは、知事は学校設置者を通じて事由審査結果通知（様式36）を生徒へ交付するものとする。
- 3 学校設置者は、知事から受領した受給資格認定通知に基づき、受給資格認定通知（様式4）及び支給決定（支給予定）通知（様式26）又は受給資格不認定通知（様式5）を作成し、申請した生徒等に通知するものとする。

（収入状況届出書等の提出）

第7条 受給権者は、収入状況届出書（様式1）に保護者等の個人番号カードの写し等又は所得を証明する書類等を添付して、学校設置者が別に定める期日までに学校設置者へ提出するものとする。ただし、この要綱の規定により既に保護者等の個人番号カードの写し等を提出している場合にあつては、この限りではない。

- 2 受給権者であつて特例受給資格者でないものが、特例受給資格者として学び直し支援金の支給を受けようとする場合においては収入状況届出書（様式1の2）に事由証明書類及び収入証明書類を添付して、学校設置者へ提出するものとする。
- 3 学校設置者は、受給権者から提出された収入状況届出書に基づき、収入状況届出者一覧（様式6）を作成し、収入状況届出書及び前各項の書類とともに、別に定める期日までに、知事に提出するものとする。
- 4 特例受給資格者は、特例受給資格者に該当しないこととなったときは、収入状況届出

書（様式第1号）及び収入回復届出書（様式33）を学校設置者へ速やかに提出するものとする。この場合、収入状況届出書へ収入証明書類の添付は不要である。

- 5 学校設置者は、前項の届出に基づき、別に定める届出期間内に、知事に提出するものとする。

（継続支給の可否及び支給額の決定）

第8条 知事は、前条の届出のあった受給権者の学び直し支援金の受給資格を審査し、継続支給の可否及び支給額を決定する。結果については、収入状況審査結果通知（様式7）により学校設置者に通知するものとする。

- 2 前条第2項の届出のあった受給権者の事由証明書類を確認し、特例事由と認定するときは、知事は学校設置者を通じて事由審査結果通知（様式36）、ならびに特例事由と認定しないときは、知事は学校設置者を通じて事由審査結果通知（様式35）を生徒へ交付するものとする。

また、特例事由が認定となった場合は、収入証明書類で学び直し支援金の受給資格を審査し、特例受給資格者と認定しないときは、知事は学校設置者を通じて収入状況審査結果通知（様式34）を生徒へ交付するものとする。

- 3 学校設置者は、知事から受領した収入状況審査結果通知に基づき、変更支給決定（支給予定）通知書（様式29）又は受給資格消滅通知（様式8）を作成し、届出した生徒等に通知するものとする。
- 4 知事は、前条第1項の収入状況届出書を提出しなかった受給権者について、支払差止め通知（様式9）により、学校設置者に通知するものとする。
- 5 学校設置者は、知事から受領した支払差止め通知に基づき、支払差止め通知（様式10）を作成し、当該生徒等に通知するものとする。

（交付の申請）

第9条 学校設置者は、交付申請書（様式24）を別に定める期日までに、知事に提出するものとする。

（交付の決定及び通知）

第10条 知事は、学び直し支援金の交付を決定したときは、交付決定通知書（様式25）により、学校設置者に通知するものとする。

（変更交付の決定及び通知）

第11条 知事は、学校設置者から提出された変更交付申請書（様式27）に基づき、学び直し支援金の支給額を変更するときは、変更交付決定通知書（様式28）により学校設置者に通知するものとする。

(学び直し支援金の支払)

- 第12条 学校設置者は、知事から受領した交付決定通知書に基づき、支払請求書(様式30)を作成し、別に定める期日までに、知事に提出するものとする。
- 2 知事は、学校設置者から支払請求書を受領した後、概算払又は精算払により学校設置者に学び直し支援金を支払うものとする。
- 3 学校設置者は、知事から学び直し支援金の支払いを受けた場合、速やかに受給権者の授業料債権の弁済に充てるものとする。

(支給停止)

- 第13条 学び直し支援金の支給停止を希望する受給権者は、支給停止申出書(様式11)を、学校設置者が別に定める期日までに学校設置者へ提出するものとする。
- 2 学校設置者は、受給権者から提出された支給停止申出書に基づき、支給停止申出者一覧(様式12)を作成し、支給停止申出書とともに、別に定める期日までに知事に提出するものとする。
- 3 知事は、学校設置者から提出された支給停止申出者一覧に基づき、支給停止を決定し、支給停止者一覧(様式13)により学校設置者に通知するものとする。
- 4 学校設置者は、知事から受領した支給停止者一覧に基づき、支払停止通知(様式14)を作成し、当該生徒等に通知するものとする。

(支給再開)

- 第14条 学び直し支援金の支給再開を希望する受給権者は、支給再開申出書(様式15)に保護者等の個人番号カードの写し等又は所得を証明する書類等を添付して、学校設置者が別に定める期日までに学校設置者へ提出するものとする。ただし、この要綱の規定により既に保護者等の個人番号カードの写し等又は所得を証明する書類等を提出している場合にあっては、これを添付することを要しない。
- 2 学校設置者は、受給権者から提出された支給再開申出書に基づき、支給再開申出者一覧(様式16)を作成し、支給再開申出書及び前項の書類とともに、別に定める期日までに、知事に提出するものとする。
- 3 知事は、前項の申出のあった受給権者の学び直し支援金の受給資格を審査し、支給の可否及び支給額を決定する。結果については、支給再開者一覧(様式17)により学校設置者に通知するものとする。
- 4 学校設置者は、知事から受領した支給再開者一覧に基づき支給再開通知(様式18)を作成し、当該生徒等に通知するものとする。

(受給資格消滅の通知)

- 第15条 学校設置者は、受給権者の学び直し支援金の受給資格が消滅したときは、受給資格消滅者一覧(様式19)を作成し、知事に提出するものとする。
- 2 知事は、学校設置者から提出された受給資格消滅者一覧に基づき、受給資格の消滅を

確定し、受給資格消滅通知（様式20）により学校設置者に通知するものとする。

- 3 学校設置者は、知事から受領した受給資格消滅通知に基づき、受給資格消滅通知（様式21）を作成し、当該生徒等に通知するものとする。

（支給実績証明書の発行）

第16条 支給実績証明書の発行を希望する受給権者は、支給実績証明書発行申請書（様式22）を、学校設置者へ提出するものとする。

- 2 学校設置者は、前項の支給実績証明書発行申請書の提出があったときは、知事に提出するものとする。
- 3 知事は、前項の支給実績証明書発行申請書の提出があったときは、支給実績証明書（様式23）を作成し、学校設置者を通じて、当該受給権者に通知するものとする。

（状況報告及び調査）

第17条 知事は、学び直し支援金の交付に関し必要があると認めるときは、学校設置者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又はその職員に調査させることができる。

（実績報告書の提出）

第18条 学校設置者は、学び直し支援金に係る事務が完了したときは、その日から30日を経過した日又は補助年度の3月31日のいずれか早い期日までに、実績報告書（様式31）を知事に提出するものとする。

（額の確定）

第19条 知事は、前条の規定による実績報告書が提出されたときは、学び直し支援金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかについて、書面又は実地により調査し、適合すると認めたときは、学び直し支援金の額を確定し、確定通知書（様式32）により学校設置者に通知するものとする。

（交付決定の取消）

第20条 知事は、学び直し支援金の交付を受けた学校設置者が、次に掲げる事由に該当すると認める場合には、第10条に規定する交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- （1）法令、本要綱、交付の決定の内容、これに付した条件又は法令若しくは本要綱に基づく指示に違反した場合
- （2）学び直し支援金を他の用途に使用した場合
- （3）学び直し支援金に関して不正、怠慢、虚偽その他不適当な行為を行った場合
- （4）交付の決定後生じた事情の変更等により、学び直し支援金の全部又は一部が必要でなくなった場合

(学び直し支援金の返還)

第21条 知事は、第19条の規定による額の確定をした場合において、既にその額を超える学び直し支援金が交付されているときは、期限を定めてその超える部分に相当する金額の返還を命ずるものとする。

2 前条の規定により学び直し支援金の交付の決定の全部若しくは一部を取消又は変更した場合において、既に学び直し支援金が交付されているときは、期限を定めて当該取消又は変更に係る部分の全部又は一部に相当する金額の返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第22条 第21条規定により学び直し支援金の返還を命ずる場合には、学び直し支援金の受領日から納付日までの日数に応じ、年10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。ただし、加算金が1,000円未満であるときはこれを支払うことを要しない。

2 学び直し支援金の返還を命じた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、年10.95%の割合で計算した延滞金を納付させるものとする。ただし、延滞金が1,000円未満の場合及びやむを得ない事情により延滞金が生じた場合は、延滞金の全部又は一部を免除することができるものとする。

3 前項のやむを得ない事情により延滞金を免除するためには、学校設置者は、返還を遅延させないためにとった措置及び当該学び直し支援金の返還を困難とする理由などを記載した理由書を知事に提出しなければならない。

(書類の整備等)

第23条 学び直し支援金の交付を受けた学校設置者は、学び直し支援金に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿等を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しなければならない。

2 前項に規定する帳簿、収入及び支出等に関する証拠書類は学び直し支援金の支給の完了する日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保存しなければならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第24条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(その他)

第25条 この要綱に定めるもののほか、学び直し支援金の支給に関し必要な事項は、別に定める。

2 特例受給資格者に係る事務取扱については、高等学校等就学支援金事務処理要領（家計急変支援編）に準拠する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

第1条 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

第2条 この要綱の施行の日前から学び直し支援金の受給権者である者については、第3条第1項第6号及び第7号の規定は、令和2年7月1日から適用する。

2 前項に規定する者であって、第4条第1項及び第2項に規定する学び直し支援金の額が、改正前の同条に規定する学び直し支援金の額より低額となる者の支給については、第4条第1項及び第2項の規定は、令和2年7月1日から適用する。

第3条 第5条に規定する受給資格認定申請書及び第7条に規定する収入状況届出書（様式1）については、令和2年6月30日までの間は、改正前の様式を使用するものとする。

附 則

この要綱は、令和3年11月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年2月24日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

第1条 この要綱は令和7年7月2日から施行し、令和7年度分の補助金から適用する。（令和7年度に限る特例）

第2条 学び直し支援金の支給を受ける生徒等のうち、臨時支援金交付要綱第3条第2項の規定による高校生等臨時支援金の支給対象となる期間がある場合には、第4条の額に、法第3条第2項第3号の適用を受けずに就学支援金が支給されると仮定した場合に当該期間に支給されることとなる額（以下「学び直し臨時措置」という。）を加えた額を第4条に規定する学び直し支援金の額とする。

第3条 第8条第3項の変更支給決定（支給予定）通知書（様式29）又は受給資格消滅通知（様式8）は、変更支給決定（支給予定）通知書（様式29）と読み替える。

第4条 学び直し臨時措置の支給対象となる期間がある支給対象者には、臨時支援金交付要綱第3条第2項に規定する臨時支援金は支給しないものとする。

別表第 1

	所 得 基 準
支給限度額	課税所得額（課税標準額）に 100 分の 6 を乗じた額から、市町村民税の調整控除額（政令指定都市は当該額の 4 分の 3 を乗じた額）を控除した額（以下、「算定基準額」という。）が 1 5 4, 5 0 0 円以上の世帯
加算額	算定基準額が 1 5 4, 5 0 0 円未満の世帯

ただし、対象生徒が補助金対象となる月の属する年度（当該月が 4 月から 6 月までの月であるときは、その前年度。以下「補助金支給年度」という。）の前年度の 1 2 月 3 1 日において保護者等の地方税法第 2 9 2 条第 1 項第 9 号に規定する扶養親族である場合において、当該対象生徒が補助金支給年度の前年度の 1 月 1 日から 3 月 3 1 日までの間に 1 9 歳に達した者であるときは、課税標準額から 1 2 万円を控除する。

別表第 2

	定額授業料の場合	単位制授業料の場合
支給限度額	9, 9 0 0 円／月	4, 8 1 2 円／単位 ※通算 7 4、年間 3 0 単位まで
加算額	1 4, 8 5 0 円／月	7, 2 1 8 円／単位

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

（１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

（２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

（３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

（４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（５）補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（１）から（４）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

（６）補助事業を実施するに当たり、法人等が、（１）から（４）までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（（５）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。